

令和5年度第2回大船渡市スポーツ推進審議会

日時：令和6年3月21日(木) 午後2時

会場：シーパル大船渡 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

第1号 令和5年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について

第2号 令和6年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

第3号 令和6年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

4 その他

5 閉 会

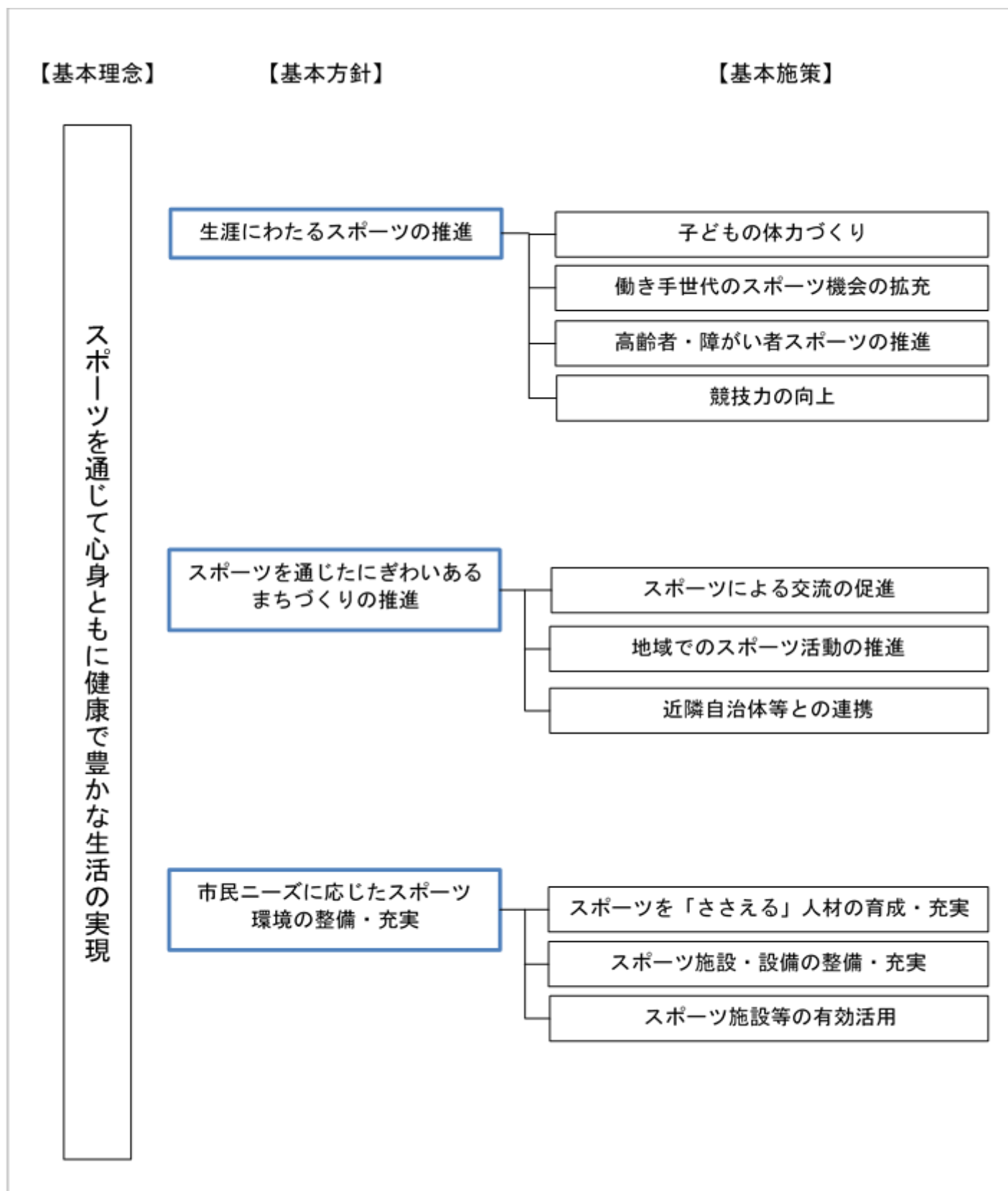
大船渡市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：委嘱の日から令和6年3月31日まで

氏名	団体・役職	委嘱区分
東 芳 江	大船渡市スポーツ推進委員協議会副会長	学識経験者
伊 勢 良 行	大船渡商工会議所議員	学識経験者
熊 谷 侑 希	スポーツ施設等利用者	学識経験者
栗 村 安 弘	一般財団法人大船渡市スポーツ協会副会長	学識経験者
谷 山 誠 志	大船渡市スポーツ少年団本部長	学識経験者
新 沼 良 治	大船渡市地区公民館連絡協議会副会長	市教育機関の職員
渡 邊 千 鶴	スポーツ施設等利用者	学識経験者
渡 辺 信 子	綾里小学校長	市教育機関の職員

(五十音順)

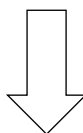
スポーツ推進の施策の体系（大船渡市スポーツ推進計画より）



3 協議

第1号 令和5年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について

基本方針 (1) 生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
スポーツ教室開催事業	5～2月	様々な年代を対象に陸上競技等10種目のスポーツ教室を開催（4ページ参照）
スポーツ少年団活動支援事業	通年	スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成等を実施
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放（5ページ参照）
市民体力測定会	10月18日	市民を対象とした体力測定会を実施 5人参加
ファミリーウォーキング	10月15日	親子参加型のウォーキングイベントを実施 大船渡リバーサイド散策コース（約8km）で開催 82人参加
全国大会等出場奨励事業	通年	東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付 4団体12個人 180,000円（令和5年12月末時点）交付
スポーツ功労者等顕彰事業	通年	競技団体等の発展に貢献した方や優秀な成績を収めた選手を表彰 功労賞（2個人調整中）、栄光賞2個人
スポーツ協会加盟団体活動支援事業	通年	加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進 1,500千円（25団体×60千円）助成
選手強化助成事業	通年	競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成 600千円（20団体×30千円）助成
岩手県民体育大会選手派遣支援事業	6～8月	県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進 21競技、257人の選手を派遣 1,879,100円助成



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R04	R05
市民	生涯にわたって スポーツに親しむ	「日頃から継続して スポーツを行っている」市民の割合 (市民意識調査)	17.0%	19.0%	15.5%	14.2%	13.2%
		スポーツ施設等の 延べ利用者総数 (5 ページ参照)	260,500 人	245,000 人	276,406 人	236,994 人	172,881 人*
総括及び 今後の 方向性	<p>令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、例年に近い形で諸事業を実施し、生涯スポーツを推進することができた。</p> <p>また、東北大会等の上位大会へ出場を果たした個人や団体があったことから、各競技における競技力の着実な向上が図られた。</p> <p>来年度は、課題となっている働き手世代のスポーツ機会の増加に向け、事業所等での時間を少しでもスポーツにあてられるよう、市内事業者に対してスポーツエールカンパニー*への申請呼び掛けを行うとともに、市内で既に認定を受けている事業所の事例紹介や、申請相談の場を設ける等しながら、スポーツエールカンパニーの増加に向けて取組を進める。</p> <p>加えて、同じく課題である高齢者の運動環境整備に向け、健康推進課で実施している「健康づくり座談会」と連携し、高齢者を中心とした市民の「身近」で「手軽」な運動環境づくりに向けて取組を進める。</p> <p>※スポーツエールカンパニー 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業のこと。スポーツ庁が認定する。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 働き手世代を中心としたスポーツ機会の増加 高齢者の運動環境整備 						

※R 5.12 月末時点

令和5年度スポーツ教室の開催状況

種 目	回数	期 日	対 象	会 場	参加者数（人）					
					令和4年度			令和5年度		
					男	女	計	男	女	計
ジュニア 陸上教室	10	5/10 ～7/19	小学4年生 ～6年生	大船渡小学校 グラウンド	12	30	42	7	11	18
剣道	10	5/24 ～6/30	園児 ～一般	市民体育館	—	—	—	8	7	15
グラウンド・ ゴルフ	1	6/17	小学4年生 ～一般	盛川河川敷公園 (南側)	3	5	8	18	18	36
キッズ・ジュニア テニス	6	6/18 ～8/20	小・中学生	市民テニスコート	—	—	—	12	1	13
テニス	8	7/11 ～8/29	中学生以上	市民テニスコート	15	4	19	7	14	21
柔道	6	8/1 ～8/11	園児 ～小学生	時習館	5	0	5	5	3	8
ソフトテニス	8	9/20 ～10/6	一 般	市民テニスコート	4	7	11	3	7	10
スキー	1	2/11	小学1年生 ～6年生	網張温泉スキー場				4	3	7
スポーツ体験会 サッカー バレーボール バスケットボール ラグビー	1	2/18	小学生	市民体育館	29	23	52	28	20	48
（9教室）					68	69	137	92	84	176

スポーツ施設等の利用状況

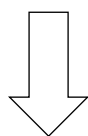
(単位：人)

施設名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※R5.12末時点
体育センター		570	286	163	190	68
市民体育館		64,136	30,411	62,295	55,949	37,017
市営球場		4,455	2,854	2,986	5,916	4,558
市民テニスコート		29,291	33,265	19,369	18,027	14,819
市民弓道場		584	110	233	554	739
田中島グラウンド		548	1,043	1,701	536	775
赤崎グラウンド		16,743	19,925	20,243	19,543	16,647
三陸体育館		3,747	3,059	3,251	3,663	1,965
三陸 B&G 海洋セン ター	体育館	6,562	4,710	4,005	4,298	2,293
	プール	1,583	1,207	—	—	—
三陸総合 運動公園	グラウンド	8,360	6,839	5,838	7,040	5,504
	テニスコート	4,637	3,583	1,116	970	1,027
山村広場		1,399	1,466	1,216	2,272	2,326
盛川河川 敷公園	少年野球場	678	391	175	199	130
	多目的広場	14,734	13,882	16,541	15,945	11,134
堀川グラウンド		2,002	1,210	1,435	1,450	1,472
学校開放（15校）		104,518	83,218	80,734	92,995	67,231
茶屋前緑地公園				3,264	4,828	3,393
合計		264,547	207,459	224,565	234,375	171,098

参考

大船渡東高校	1,881	1,886	2,073	2,619	1,783
--------	-------	-------	-------	-------	-------

基本方針 (2) スポーツを通じた にぎわいあるまちづ くりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
市民体育大会	6～1月	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催（8ページ参照）
高齢者スポーツ交流大会	9月24日	各地域の老人クラブ対抗による、ニュースポーツを通じた交流大会 73人参加
スポーツ少年団交流大会	11月23日	綱引き、大縄跳び、フリースロー（シークレット競技）を実施 8チーム、180人参加
ニュースポーツ・フェスティバル	10月9日	様々なニュースポーツの普及等を目的とした交流大会 75人参加
大船渡新春ロードレース大会	1月7日	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会 本年度より指定管理業務における指定事業として、スポーツ協会による大会運営 「大船渡新春ロードレース大会2024」と大会名称変更 ロード 318人、駅伝 170チーム、680人参加
大船渡ポートサイドバレーボール大会	9月9日、10日	バルセロナ五輪に出場した本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催 本年度より指定管理業務における指定事業として、スポーツ協会による大会運営 28チーム、263人参加
スポーツ推進委員設置運営事業	通年	実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会等に派遣
地域公民館対抗卓球大会	2月4日	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催 13チーム、46人参加予定
東京2020オリンピッククレガシー継承事業	10月8日	3X3バスケットボール OFUNATO CUPを開催 18チーム、65人参加
大船渡アスリート応援団事業	通年	千葉ロッテマリーンズに所属する佐々木朗希選手をモデルケースとして、当市にゆかりのあるアスリートをSNS等を通じて応援・激励 5月5日 デンソーテンレッドフェニックスによるバレーボール教室 9チーム 95人参加 8月2日 千葉ロッテマリーンズ主催大船渡市冠協賛試合「三陸・大船渡パーフェクトナイター」（於 Zozo マリンスタジアム）
スポーツ合宿支援事業	通年	スポーツ合宿の誘致・助成を実施 ・盛岡南高校女子バスケットボール部 8月8～10日 2泊3日 18人 ・専大北上高校女子サッカー部 3月27～30日 3泊4日 47人（予定）

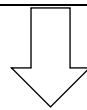


対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R04	R05
市民等	交流人口の拡大を図る	大船渡新春ロードレース大会の参加者数	1,700人	1,800人	1,656人	994人	998人
		大船渡市スポーツ合宿支援補助金の対象団体数・人数	3団体 60人	5団体 100人	0団体 0人	2団体 111人	2団体 65人
総括及び今後の方向性	<p>令和5年度は、9月に大船渡ポートサイドバレーボール大会を、1月には、大会名称を変更した大船渡新春ロードレース大会を開催するなど、本市におけるスポーツイベント開催機会の安定化が図られる有意義な年となった。</p> <p>また、大船渡アスリート応援団事業の一環として実施した5月のバレーボール教室では、参加者や関係者から高い評価を得ており、既に来年度の3年連続3回目の実施についても内諾を得ている。さらに、千葉ロッテマリーンズ主催大船渡市冠協賛試合についても、市内外から大きな反響があり、スポーツ振興やシティプロモーションに一定の成果をあげる等、スポーツを通じたまちづくりの推進において、可能性を見出すことができた。</p> <p>今後、大船渡アスリート応援団事業を中心に、スポーツを通じた新たなにぎわいの創出や交流の更なる推進を図るとともに、近隣自治体との連携により、スポーツ合宿の取組を拡充するなどしながら、交流人口の拡大にも寄与する。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体等の広域連携推進 ・ スポーツ合宿誘致、支援の促進 						

令和5年度市民体育大会の開催状況

種目	期日	対象	会場	参加者数			
				令和4年度		令和5年度	
				チーム	人数	チーム	人数
グラウンド・ゴルフ	6/18	小学4年生 ～一般	盛川河川敷公園 (南側)		103		105
バドミントン (団体)	7/30	市内 在住者	市民体育館	—		14	94
柔道	8/11	柔道 経験者	時習館		30		21
剣道	9/3	市内 在住者	市民体育館		29	7	40
ソフトテニス	10/1	中学生 以上	市民テニスコート		108		98
軟式野球	10/1 ～11/18	一般	市営球場	5	101	9	181
弓道	10/8	高校生 以上	市民弓道場	—			41
ゲートボール	10/20	一般	協会特設コート	4	16	4	14
市民マラソン	11/5	小学生 以上	盛川河川敷公園		92	駅伝 4チーム	83
テニス	11/12	中学生 以上	市民テニスコート		36		32
8人制サッカー	11/26	一般	赤崎グラウンド	4	63	6	83
バドミントン (個人)	1/14	市内 在住者	市民体育館		92		98
フットサル	1/20、21	一般	市民体育館	—		6	87
卓球	1/28	市内 在住者	市民体育館		91		81
(14種目)	合計			13	761	50	1,058

基本方針 (3) 市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。 また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
認定指導者助成事業	通年	スポーツ少年団認定員の資格取得者の増大を図るため、認定指導者講習会の受講料を助成 延べ7人、21千円助成
スポーツ少年団指導者研修会開催事業	3月20日	スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催予定
スポーツ推進委員研修会派遣事業	通年	県内や東北地区で開催される各種研修会に、スポーツ推進委員を派遣
スポーツ施設整備事業	6～7月	市民体育館非常用照明器具交換業務 委託料 185,900円



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R04	R05
市民	安全・快適なスポーツ環境を提供する	スポーツ指導者講習会の参加者数	35人	40人	30人	19人	—
		スポーツ施設利用の満足度*	21.0%	23.0%	19.0%	20.6%	24.4%

※ 市民意識調査で「スポーツ・レクリエーション施設が利用しやすいか」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合

総括及び今後の方向性	<p>基本方針(2)と同様、本来の事業を概ね予定どおり実施することができた。厳しい財政状況の中、施設整備に係る予算が限られることから、維持管理手法の見直しを進める等しながら、整備費用の縮減に努める。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状況等を踏まえた上での、大船渡市スポーツ施設整備基本計画に基づいたスポーツ施設の長寿命化、機能向上等の推進
-------------------	---

第 2 号 令和 6 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

令和 6 年度にスポーツ団体に交付しようとする補助金について、スポーツ基本法第 35 条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を求めます。

令和 6 年 3 月 21 日

大船渡市長 瀧 上 清

令和 6 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金一覧

補助金の名称	補助金額	交付先団体名等
(一財)大船渡市スポーツ協会事業補助金	9,000,000 円	(一財)大船渡市スポーツ協会
高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会 岩手県大会事業補助金	250,000 円	
岩手県民体育大会柔道競技開催事業 補助金	250,000 円	
大船渡市スポーツ合宿支援補助金	400,000 円	合宿補助金申請団体

スポーツ基本法（抄）

（地方公共団体の補助）

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会への諮問等）

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

第3号 令和6年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

基本方針 (1) 生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
スポーツ教室開催事業	通年	様々な年代を対象に各種スポーツ教室を開催
スポーツ少年団活動支援事業	通年	スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成等を実施
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放
市民体力測定会	10月	市民を対象とした体力測定会を実施
ファミリーウォーキング	10月	親子参加型のウォーキングイベントを実施
全国大会等出場奨励事業	通年	東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付
スポーツ功労者等顕彰事業	未定	競技団体等の発展に貢献した方や優秀な成績を収めた選手を表彰
スポーツ協会加盟団体活動支援事業	通年	加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進
選手強化助成事業	6～1月	競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成
岩手県民体育大会選手派遣支援事業	6～1月	県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進

基本方針 (2) スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
市民体育大会	未定	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催
高齢者スポーツ交流大会	9月	各地域の老人クラブ対抗による、ニュースポーツを通じた交流大会
スポーツ少年団交流大会	11月	綱引き、大縄跳び等を実施
ニュースポーツ・フェスティバル	10月	様々なニュースポーツの普及等を目的とした交流大会
大船渡新春ロードレース大会	1月	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会 ロードレース、駅伝を同日開催
大船渡ポートサイドバレーボール大会	9月	バルセロナ五輪に出場した本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催
スポーツ推進委員設置運営事業	通年	実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会や親子レク等に派遣
地域公民館対抗卓球大会	2月	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催
東京2020オリンピッククレガシー継承事業	10月	3×3バスケットボール OFUNATO CUP の開催
大船渡アスリート応援団事業	通年	SNS等を通じて当市ゆかりのアスリートを応援・激励 千葉ロッテマリーンズ本拠地球場での協賛試合や公認アスリート所属チームによるスポーツ教室等を開催予定
スポーツ合宿支援事業	通年	スポーツ合宿の誘致・助成

基本方針 (3) 市民ニーズに応じた スポーツ環境の整備・ 充実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。 また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
認定指導者助成事業	未定	スポーツ少年団認定員の資格取得者の増大を図るため、認定指導者講習会の受講料を助成
スポーツ少年団指導者研修会開催事業	未定	スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催
スポーツ推進委員研修会派遣事業	通年	県内や東北地区で開催される各種研修会に、スポーツ推進委員を派遣
スポーツ施設整備事業	未定	赤崎グラウンド案内誘導看板設置 市民体育館バスケットゴール修繕 B & G 海洋センタープール解体工事

スポーツ基本法（抄）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

大船渡市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されている大船渡市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の大船渡市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。